



鳥取県公報

令和6年5月27日（月）
号外第52号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例 (27) (市町村課)	3
◇ 規 則	鳥取県住民基本台帳法施行細則及び鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (32) (〃)	5

公布された条例のあらまし

◇鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

1 条例の改正理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

附票本人確認情報に関する次に掲げる事項は、本人確認情報と同様とする。

ア 知事が附票本人確認情報を利用することができる事務

イ 知事が附票本人確認情報を提供することができる執行機関及び事務並びにその方法

ウ 附票本人確認情報の開示を受ける者に係る書面の作成及び送付に要する費用負担

エ 附票本人確認情報の保護に関する審議会

(2) 鳥取県附属機関条例の一部改正

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会の調査審議する事項について、所要の改正を行う。

(3) 施行期日は、令和6年5月27日とする。

公布された規則のあらまし

◇鳥取県住民基本台帳法施行細則及び鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

住民基本台帳法並びに鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正

ア 附票本人確認情報に関する次に掲げる事項は、本人確認情報と同様とする。

(ア) 知事以外の県の執行機関への附票本人確認情報の提供方法

(イ) 自己の附票本人確認情報の開示請求の方法及び開示の方法並びに内容の訂正等の申出の方法及び結果の通知の方法

イ 自己の附票本人確認情報の開示の請求等に係る様式を定める。

(2) 鳥取県行政組織規則の一部改正

鳥取県情報公開・個人情報保護審査会の附票本人確認情報に関する事項の調査審議に関する事務の庶務担当機関を市町村課とする。

(3) 施行期日は、令和6年5月27日とする。

条 例

鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第27号

鳥取県住民基本台帳法施行条例及び鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(19) 略</p>
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、<u>法第30条の15第2項第2号及び第30条の44の6第2項第2号</u>に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、<u>同項第2号</u>に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>(他の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供及び<u>法第30条の44の6第2項の規定による都道府県知事保存附票本人確認情報の提供</u>は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受ける執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p>	<p>(他の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該提供を受ける執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p>
<p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の開示に係る費用負担)</p> <p>第5条 法第30条の32第2項本文<u>(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)</u>の規定により本</p>	<p>(本人確認情報の開示に係る費用負担)</p> <p>第5条 法第30条の32第2項本文の規定により本人確認情報の開示を受ける者は、書面の作成及び送</p>

<p>人確認情報又は附票本人確認情報の開示を受ける者は、書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(本人確認情報及び附票本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する本人確認情報の保護に関する審議会及び附票本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2 審査会は、法第30条の40第2項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>付に要する費用を負担しなければならない。</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会)</p> <p>第6条 法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第22条の規定により設置された鳥取県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)とする。</p> <p>2 審査会は、法第30条の40第2項に規定する事務を行うため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p>
--	---

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略 (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項(同法第30条の44の13において準用する場合を含む。)に規定する事項	鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略 (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第2項に規定する事項
略		略	

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

規 則

鳥取県住民基本台帳法施行細則及び鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県住民基本台帳法施行細則及び鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

(鳥取県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県住民基本台帳法施行細則(平成14年鳥取県規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事以外の県の執行機関への本人確認情報及び附票本人確認情報の提供方法)</p> <p>第1条の4 条例第4条の規則で定める本人確認情報及び附票本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)によるものとする。</p> <p>(開示請求の方法)</p> <p>第2条 法第30条の32第1項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、様式第1号による請求書(以下「開示請求書」という。)により行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(開示の日時等の通知等)</p> <p>第3条 知事は、開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、当該開示請求に係る本人確認情報(法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)又は附票本人確認情報(法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報をいう。以下同じ。)が存在しない場合は、その旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第30条の33第2項(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。</p>	<p>(知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第1条の4 条例第4条の規則で定める本人確認情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第334号)によるものとする。</p> <p>(開示請求の方法)</p> <p>第2条 法第30条の32第1項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、様式第1号による請求書(以下「開示請求書」という。)により行わなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(開示の日時等の通知等)</p> <p>第3条 知事は、開示請求があった場合には、開示請求者に対して開示の日時、場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、当該開示請求に係る本人確認情報(法第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。)が存在しない場合は、その旨を通知するものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第30条の33第2項の規定による通知は、様式第4号により行うものとする。</p>

<p>(開示の方法)</p> <p>第4条 法第30条の32第2項 <u>(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)</u>の規定による書面による開示(次条において「書面開示」という。)は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報 <u>又は附票本人確認情報</u> を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。</p>	<p>(開示の方法)</p> <p>第4条 法第30条の32第2項の規定による書面による開示(次条において「書面開示」という。)は、開示を行うための電子計算機により本人確認情報を書面に出力したものを交付することにより行うものとする。</p>				
<p>(訂正等の申出の方法)</p> <p>第5条 法第30条の35 <u>(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)</u>の規定による本人確認情報 <u>又は附票本人確認情報</u> の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等申出」という。)は、様式第5号による申出書により行わなければならない。</p>	<p>(訂正等の申出の方法)</p> <p>第5条 法第30条の35の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出(以下「訂正等申出」という。)は、様式第5号による申出書により行わなければならない。</p>				
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>				
<p>(訂正等の結果の通知)</p> <p>第6条 法第30条の35 <u>(法第30条の44の13において準用する場合を含む。)</u>の規定による結果の通知は、様式第6号により行うものとする。</p>	<p>(訂正等の結果の通知)</p> <p>第6条 法第30条の35の規定による結果の通知は、様式第6号により行うものとする。</p>				
<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>本人確認情報 <u>(附票本人確認情報)</u> 開示請求書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項 <u>(第30条の44の13において準用する同法第30条の32第1項)</u>の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報 <u>(附票本人確認情報)</u> の開示の請求をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>請求者 氏名</p> <p>連絡先(電話番号)</p>	<p>様式第1号(第2条関係)</p> <p>本人確認情報開示請求書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり自己に係る本人確認情報の開示の請求をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号</p> <p>住所</p> <p>請求者 氏名</p> <p>連絡先(電話番号)</p>				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="210 1612 454 1825">開示請求に係る本人確認情報 <u>(附票本人確認情報)</u> を特定するために必要な事項</td> <td data-bbox="454 1612 798 1825">略</td> </tr> </table>	開示請求に係る本人確認情報 <u>(附票本人確認情報)</u> を特定するために必要な事項	略	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 1612 1045 1825">開示請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項</td> <td data-bbox="1045 1612 1396 1825">略</td> </tr> </table>	開示請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項	略
開示請求に係る本人確認情報 <u>(附票本人確認情報)</u> を特定するために必要な事項	略				
開示請求に係る本人確認情報を特定するために必要な事項	略				
<p>略</p> <p>本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。</p>	<p>略</p> <p>本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。</p>				
<p>略</p> <p>注 略</p>	<p>略</p> <p>注 略</p>				

様式第2号（第3条関係）
 本人確認情報（附票本人確認情報）開示通知書
 番 号
 様
 年 月 日付けで請求のあった本人確認情報（附票本人確認情報）の開示請求については、住民基本台帳法第30条の32第2項（第30条の44の13において準用する同法第30条の32第2項）の規定により、次のとおり開示します。
 年 月 日
 職 氏名

略

注 略

様式第3号（第3条関係）
 本人確認情報（附票本人確認情報）不存在通知書
 番 号
 様
 年 月 日付けで開示請求のあった本人確認情報（附票本人確認情報）は存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項（第30条の44の13において準用する同法第30条の32第2項）の規定により通知します。
 年 月 日
 職 氏名

開示請求のあった本人確認情報（ <u>附票本人確認情報</u> ）	略
-----------------------------------	---

略

様式第4号（第3条関係）
 本人確認情報（附票本人確認情報）開示期限延長通知書
 番 号
 様
 年 月 日付けで請求のあった本人確認情報（附票本人確認情報）の開示請求については、住民基本台帳法第30条の33第2項（第30条の44の13において準用する同法第30条の33第2項）の規定により、次のとおり開示期限を延長したので通知します。
 年 月 日
 職 氏名

様式第2号（第3条関係）
 本人確認情報開示通知書
 番 号
 様
 年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の32第2項の規定により、次のとおり開示します。
 年 月 日
 職 氏名 印

略

注 略

様式第3号（第3条関係）
 本人確認情報不存在通知書
 番 号
 様
 年 月 日付けで開示請求のあった本人確認情報は存在しないので、住民基本台帳法第30条の32第2項の規定により通知します。
 年 月 日
 職 氏名 印

開示請求のあった本人確認情報	略
----------------	---

略

様式第4号（第3条関係）
 本人確認情報開示期限延長通知書
 番 号
 様
 年 月 日付けで請求のあった本人確認情報の開示請求については、住民基本台帳法第30条の33第2項の規定により、次のとおり開示期限を延長したので通知します。
 年 月 日
 職 氏名 印

<p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の33第1項 <u>(第30条の44の13において準用する同法第30条の33第1項)</u> の規定による開示の期限</p> <p>略</p> <p>様式第5号(第5条関係) 本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等申出書 職 氏 名 様 住民基本台帳法第30条の35 <u>(第30条の44の13において準用する同法第30条の35)</u> の規定により、次のとおり自己の本人確認情報(附票本人確認情報)の訂正(追加・削除)の申出をします。 年 月 日 郵便番号 住所 請求者 氏名 連絡先(電話番号)</p> <p>略</p> <p>本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第6号(第6条関係) 本人確認情報(附票本人確認情報)訂正等結果通知書 番 号 様 年 月 日付で申出のあった本人確認情報(附票本人確認情報)の訂正(追加・削除)の申出については、住民基本台帳法第30条の35 <u>(第30条の44の13において準用する同法第30条の35)</u> の規定により、次のとおり結果を通知します。 年 月 日 職 氏名</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>住民基本台帳法第30条の33第1項の規定による開示の期限</p> <p>略</p> <p>様式第5号(第5条関係) 本人確認情報訂正等申出書 職 氏 名 様 住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり自己の本人確認情報の訂正(追加・削除)の申出をします。 年 月 日 郵便番号 住所 請求者 氏名 連絡先(電話番号)</p> <p>略</p> <p>本人に代わって法定代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>様式第6号(第6条関係) 本人確認情報訂正等結果通知書 番 号 様 年 月 日付で申出のあった本人確認情報の訂正(追加・削除)の申出については、住民基本台帳法第30条の35の規定により、次のとおり結果を通知します。 年 月 日 職 氏名 印</p> <p>略</p>
---	--

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td style="vertical-align: top;">略 市町村課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略 市町村課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。）	略		<p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第155条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">鳥取県情報公開・個人情報保護審査会</td> <td style="vertical-align: top;">略 市町村課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略 市町村課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。）	略	
附属機関	庶務担当機関																
略																	
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略 市町村課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。）																
略																	
附属機関	庶務担当機関																
略																	
鳥取県情報公開・個人情報保護審査会	略 市町村課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第2項に規定する事項の調査審議に関する事務に限る。）																
略																	

附 則

この規則は、令和6年5月27日から施行する。